

(1) 全体的な事項

- ・ 環境影響評価準備書の作成にあたっては、道路の構造、工事の計画や東西線鉄道建設事業との関連について可能な限り具体的な記述を行い、調査、予測及び評価の項目や手法が事業特性や地域特性に照らして合理的であることを明確にすること。
- ・ 環境影響評価準備書においては、見やすさ、分かりやすさに配慮しながら、より大縮尺の地図を用いて事業計画等を詳細に表示するとともに、関連事業の計画や地域環境の状況等と併せて総合的に把握できる図面を添付すること。
- ・ 当該事業の目的に関しては、環境影響評価準備書において当該路線の都市計画道路ネットワーク上の役割や機能及びネットワークの整備計画についての説明を補足すること。
- ・ 当該路線が計画されている青葉山、広瀬川及び竜の口溪谷の一带は、仙台城址などの本市を象徴する歴史的遺産を擁し、市中心部に近接しながら、貴重な自然的環境が残されていることから、文化財保護法の天然記念物、都市計画法の風致地区及び広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域などに指定されている地域である。こうしたことを踏まえ、環境影響評価及び事業実施にあたっては環境保全に対して十分に留意すること。
特に、竜の口溪谷を複数の橋梁により横断する部分については、自然度の高い地域における事業実施となることから、慎重な配慮を行うこと。
- ・ 道路の構造、工法や環境保全対策の検討にあたっては、可能な限り複数案の比較検討を行うことにより、環境影響の回避・低減についての検証を行うこと。
- ・ 当該路線と一体的に整備される東西線鉄道建設事業も含めた工事の実施による環境影響について、実施手法を検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。
- ・ 工事による水質、植物、動物及び生態系への影響については、既に環境影響評価の項目として選定されている部分もあるが、それ以外の工事に伴う排水や仮設工事を含む改変行為による影響に関する部分についても評価項目として選定すること。
- ・ 道路照明や路面凍結防止剤の使用などによる水質、植物、動物、生態系への影響が懸念されることから、供用後の道路管理によるこうした影響について、環境影響評価の項目として選定すること。

(2) 大気環境に関する事項

- ・ 窒素酸化物について、トンネル坑口や換気塔周辺における濃度の予測を適切に行うとともに、光化学オキシダントについても、事後調査における濃度測定の実施に関して検討を行うこと。
- ・ 騒音及び振動については、環境基準の達成状況など影響の程度を地域として把握するため、中高層住宅における各階への影響も考慮しながら面的な予測及び評価を行うこと。

また、当該路線は住宅や教育施設が近接していることから、環境保全の観点から道路の構造や材質の選定などの十分な検討を行うとともに、室内における影響についても必要に応じ配慮を行うこと。

- ・ 竜の口溪谷の橋梁における自動車の走行により、谷間特有の音の反響や遠距離伝搬が予想されるとともに周辺に生息する動物への影響が懸念される。また、並行して橋梁が架かる地下鉄東西線を走行する電車による複合的な影響も考えられる。こうしたことから、遠方への音の伝搬に留意しながら当該地点の地形の状況に即した騒音の適切な予測を行うこと。
- ・ 橋梁における自動車走行により発生すると予想される低周波音について、遠方への音の伝搬に留意しながら環境保全上の配慮を行うこと。

(3) 土壌環境に関する事項

- ・ 当該路線が通過する竜の口溪谷に関しては、注目すべき地形について存在による影響（改変後の地形）で環境影響評価の項目としているが、工事による影響においても評価項目として選定すること。
- ・ 当該路線の周辺には亜炭鉱の坑道跡が見られ、地盤沈下が確認されてきた地域があることから、地盤沈下について、環境影響評価の項目として選定し、施工方法の検討も併せて行うこと。
- ・ 当該事業のうち、地表の改変が行われる地点においては、必要に応じ地歴調査を実施し、土壌汚染の可能性の有無を確認するとともに、土壌汚染のおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定すること。

(4) 植物、動物、生態系に関する事項

- ・ トンネル坑口や換気塔から排出される窒素酸化物等による周辺の植物への影響が懸念されることから、供用後の植物の変化を把握するための調査の実施について検討を行うこと。
- ・ 当該路線周辺のモミ林などの「樹木・樹林等」への影響について、調査結果に基づき必要に応じ環境影響評価の項目として選定すること。
- ・ 青葉山周辺においては、希少猛禽類の生息に関する情報もあることから、希少猛禽類を環境影響要素の独立した項目とし、個別に環境影響評価を行うこと。
- ・ 青葉山周辺においては、夜行性の鳥類の生息も予想されることから、調査結果に基づき、必要に応じ夜間調査を実施すること。
- ・ 生態系については、地形・地質、土壌などの基盤環境、その地域で生息、生育する種や群集の生態、及びそれらの相互関係をより詳細に整理するとともに、そこで生じるであろう事業による影響に着目しつつ、幅広い観点から注目される種や群集を選定すること。
- ・ 生態系に関する自然環境の類型化及び生物種の抽出においては、調査結果に基づき竜の口溪

谷の断崖に係わる「溪谷」という生態系類型の取り上げについて検討を行うこと。

(5) 景観に関する事項

- ・ 竜の口溪谷を横断する橋梁，トンネル坑口，換気塔に関しては，景観への影響が大きいと予想されることから，複数案の比較検討による調査，予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物等に関する事項

- ・ 当該事業により発生した残土を含めた廃棄物等に関しては，その排出先を明らかにするとともに，排出先における土壌等への影響についても，必要に応じ検討を行うこと。
また，工法の検討にあたっては，建設汚泥の発生量の低減を図ること。